

第10号様式

年 月 日

久留米市長 殿

住 所
名 称 印
ふりがな
代表者又は氏名 印
(生年月日 年 月 日)

実 績 報 告 書

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた事業の実績について、久留米市補助金等交付規則第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業等の名称	久留米市危険ブロック塀等撤去費補助事業
2 補助事業等の完了年月日	年 月 日
3 添付書類	

第3号様式（第10条関係）

実施報告書

※太ワクの中を記入し、□には該当箇所にチェックマーク（レ点）を記入してください。

1 ブロック塀等の概要	所在地	久留米市
	構造	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）
	段数	段（コンクリートブロック造の塀の場合のみ記入）
	高さ	m（擁壁高さを含む道路面からの高さ）
	総合評点	点（市による現地調査結果）
	前面道路の種類	<input type="checkbox"/> 通学路 <input type="checkbox"/> 通学路以外
	撤去の長さ	m
2 工事施工者	所在地	久留米市
	名称	担当者 電話
3 事業費	総工事費	円（税込） （うち消費税相当額 円）
	補助対象工事に要する費用	円（税込） （うち消費税相当額 円）
4 事業の期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
5 他の補助制度の利用	<input type="checkbox"/> あり（ ） <input type="checkbox"/> なし	
6 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	

久留米市処理欄 ※以下の欄は記入しないでください

補助金の額※	円 ※ (A) と (B) の低い額×1/2（上限12万円）
補助対象工事に要する費用 (A)	円（税込） （うち消費税相当額 円）
補助対象上限額 (B) ※	円 ※ (B) = 撤去の長さm（小数点以下切り捨て）×1万円/m

第4号様式（第11条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

（宛先）久留米市長

住所

申請者 氏名

㊞

電話

年 月 日付け 建指第 号で補助金交付決定を受けた久留米市危険ブロック塀等撤去費補助金について、同要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金額（補助金額確定額）
円（A）
- 2 補助金額確定時における消費税等仕入控除税額
円（B）
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
円（C）
- 4 補助金返還相当額（C－B）
円
- 5 添付書類
 - （1）上記金額の根拠がわかる資料
 - （2）その他市長が特に必要と認める書類

請 求 書

金額

百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(金額の頭部には¥をお書き下さい。)

上記の金額を請求します。

年 月 日

(請求先)

久留米市長

〒

□	□	□	□	—	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---

住 所

団体名

フリガナ

氏 名

印

TEL () —

件 名

支払方法 次のいずれかに○をつけてください。

1 : 口座

2 : 現金

* 口座振替を希望される場合は、下記の事項を記入してください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店 支所											
預金種別	1 : 普通	2 : 当座	3 : 貯蓄										
口座番号	<table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table> (右づめで記入。)			□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
フリガナ												
口座名義												
(通帳のとおりフリガナも記入してください。)	漢字でご記入ください。												

(注)1 会社その他の法人については、法人名および代表者名を記入してください。

2 口座名義の記入例

カ)	ク	ル	メ	カ	ッ	キ
---	---	---	---	---	---	---	---	-------

3 現金払いについては、出納室よりはがきでご案内します。